

平成26年度

栃木市水道事業会計
決算審査意見書

栃木市監査委員

栃市監第30号
平成27年8月18日

栃木市長 鈴木 俊美 様

栃木市監査委員 藤沼 康雄

栃木市監査委員 千葉 正弘

平成26年度栃木市水道事業会計決算審査意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成26年度栃木市水道事業会計決算及び証ひょう書類、その他関係書類を審査しましたので、その結果について、次のとおり意見書を提出いたします。

目次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
	経営の成績及び財政状態等審査の概要	2
1	事業の概要	2
(1)	業務実績	2
(2)	建設工事の実施状況	5
2	予算執行状況	6
(1)	収益的収入及び支出	6
(2)	資本的収入及び支出	7
(3)	不納欠損処分	7
3	経営成績	8
(1)	収益的収支の概要	8
(2)	供給単価及び給水原価	9
(3)	経営比率	9
4	財政状態	10
(1)	資産及び負債・資本	10
(2)	企業債及び一時借入金	12
(3)	貯蔵品	13
(4)	資金の状況	13
(5)	財務比率	13
5	むすび	15
	審査資料	
別表 1	業務実績表	18
別表 2	予算決算対照比率表	19
別表 3	損益計算書構成比率表	21
別表 4	貸借対照表構成比率表	22
別表 5	費用節別比率表	23
別表 6	費用用途別比率表	24
別表 7	経営分析表	25
別表 8	経営及び財政分析表	26
別表 9	配水量月別状況	27
別表 10	県内都市の家庭用料金	28

平成26年度栃木市水道事業会計決算審査意見

平成26年度栃木市水道事業会計の審査の概要は、次のとおりである。
なお、審査の過程において作成した資料を別表として添付した。

第1 審査の対象

平成26年度 栃木市水道事業会計決算

第2 審査の期間

平成27年6月4日から平成27年8月17日まで

第3 審査の方法

水道事業としての適正さ、業務の正確さ・効率性、さらに地方公営企業法第3条の趣旨にそった運営がなされているかについて、下記により審査を行った。

- (1) 決算書類（決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案））及び同附属書類（事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、注記）の照合、点検
- (2) 上記決算書類及び同附属書類による経営成績及び財政状態の審査
- (3) 地方公営企業法第3条の趣旨にそった運営状況の審査

なお、平成26年4月5日に岩舟町が栃木市と合併したことに伴い、平成26年4月1日から4月4日までの岩舟町の打ち切り決算については既に決算審査は終了している。

第4 審査の結果

- (1) 審査に付された決算書類及び同附属書類は、関係法令の規定に準拠して作成されており、計数及び会計記録とも正確に処理され、経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認められた。
- (2) 本事業は、地方公営企業法第3条の規定の趣旨にそって運営されているものと認められた。

※意見書中の注意事項

- ・本文中の比率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- ・表中の全国平均は、総務省編集による“水道事業経営指標”の給水人口10万人以上15万人未満の水道事業、また、栃木県平均は、栃木県編集による“市町村公営企業決算の状況”の平成25年度における数値である。

経営の成績及び財政状態等審査の概要

1 事業の概要

(1) 業務実績

当年度における業務実績は、別表1（17ページ）に示すとおりである。

《給水人口及び給水戸数》

区分	年度	26
行政区域内人口（人）		163,765
計画給水人口（人） ※1		145,500
給水人口（人）		148,246
給水戸数（戸）		56,467
普及率（%） ※2		90.5
有収率（%） ※3		76.1

※1（計画給水人口）＝平成26年12月1日統合認可による計画給水人口

※2（普及率）＝（給水人口）／（行政区域内人口）×100

※3（有収率）＝（年間総有収水量）／（年間総配水量）×100

給水人口は148,246人で、給水戸数は、56,467戸となっている。

計画給水人口は145,500人である。

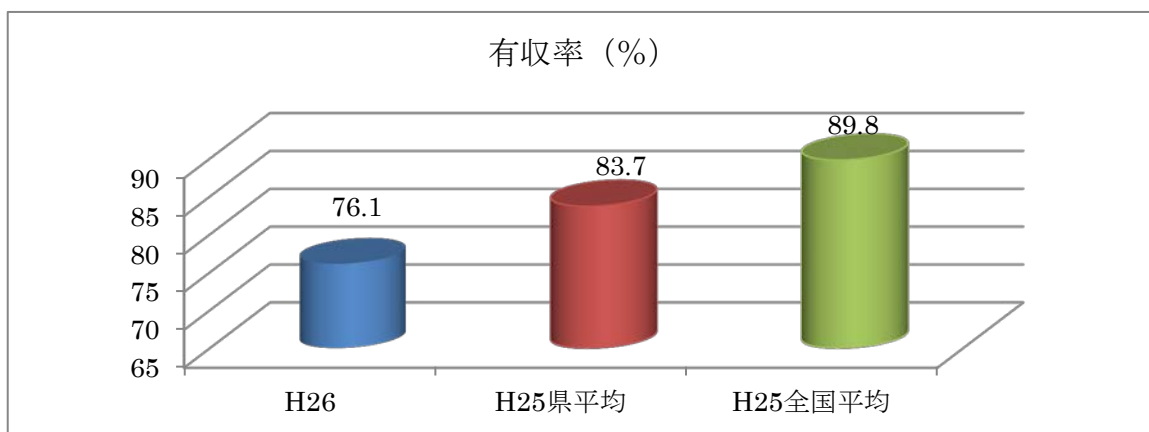
行政区域内人口163,765人に対し、普及率は90.5%となっている。

年間総配水量は20,614,929m³で、1日最大配水量は61,440m³である。

総配水量のうち料金の対象となる総給水量(有収水量)は、15,682,311m³で、有収率は76.1%となっている。

予算第2条に定める予定量15,784,048m³に対する実績は、99.4%となっている。

なお、有収率については、次表に示すとおり、栃木県平均、全国平均と比較しても有収率が低いため、原因究明に努め、有収率の向上に対する方策を講ずる必要がある。



また、地域ごとの用途別（口径別）給水状況（戸数）については、以下のとおりである。なお、平成27年5月の水道料金改定に伴い、口径別の料金体系に統一されたため、翌年度以降は市全体の口径別給水状況（戸数）が示される予定である。

栃木水道事業

用途別給水状況の2か年の推移 (戸)

用途別 年度	家事用	営業用	官公署 学校用	工業用	臨時用	合 計
26	25,449	1,636	178	1	213	27,477
25	24,913	1,629	176	1	160	26,879
比較	536	7	2	0	53	598

大平水道事業

口径別給水状況の2か年の推移 (戸)

口径別 年度	φ13 mm	φ20 mm	φ25 mm	φ30 mm	φ40 mm	φ50 mm	φ75 mm	φ100 mm	合 計
26	7,756	2,621	103	52	44	23	13	1	10,613
25	7,728	2,480	101	51	42	23	14	0	10,439
比較	28	141	2	1	2	0	△1	1	174

藤岡水道事業

用途別給水状況の2か年の推移 (戸)

用途別 年度	一般用	官公署 用	工業用	臨時用	合 計
26	5,412	81	1	0	5,494
25	5,365	82	1	0	5,448
比較	47	△1	0	0	46

都賀水道事業

用途別給水状況の2か年の推移

(戸)

用途別 年度	一般 家庭用	営業用	工場用	団体用	公共用	一般 家庭 共用	臨時用	合 計
26	4,208	130	5	39	46	3	0	4,431
25	4,190	133	5	38	46	3	0	4,415
比較	18	△3	0	1	0	0	0	16

西方水道事業

用途別給水状況の2か年の推移

(戸)

用途別 年度	一般用	営業用	団体用	臨時用	合 計
26	2,007	116	42	0	2,165
25	2,000	113	44	0	2,157
比較	7	3	△2	0	8

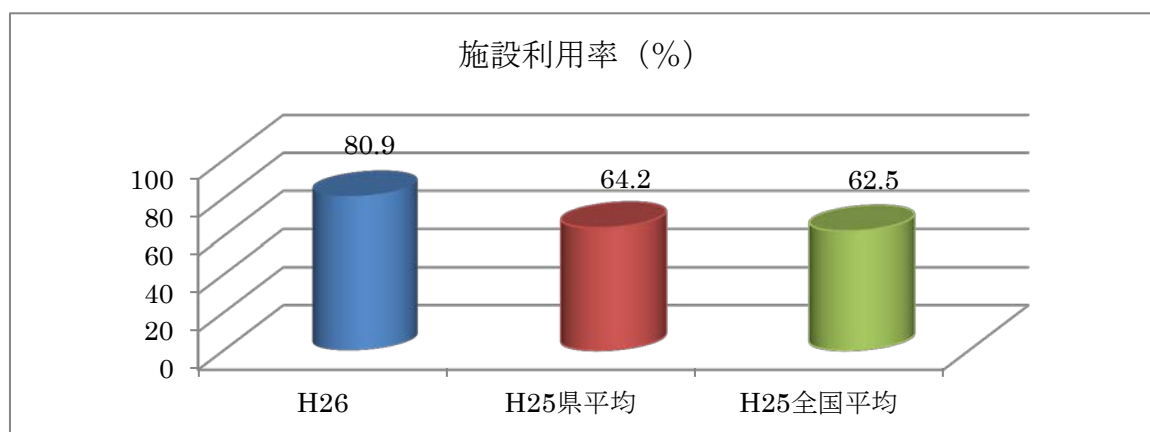
岩舟水道事業

口径別給水状況の2か年の推移

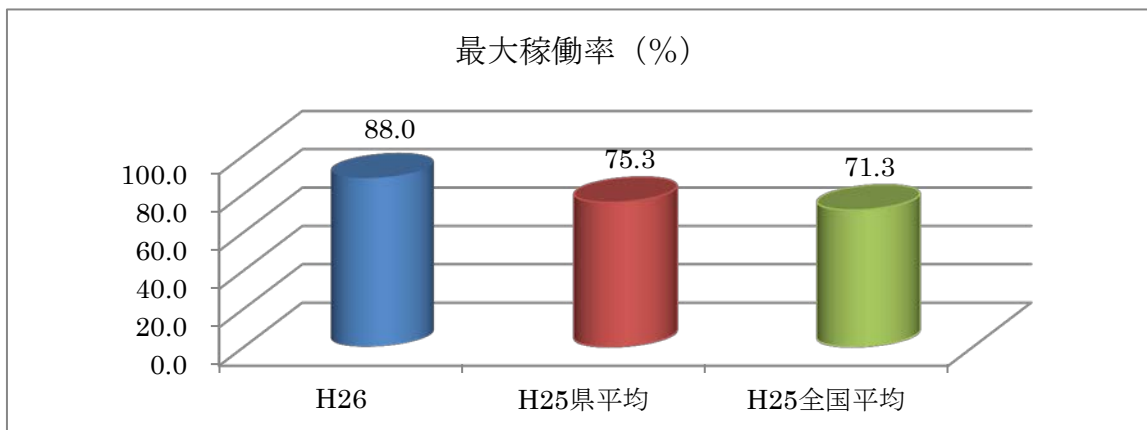
(戸)

口径別 年度	φ13 mm	φ20 mm	φ25 mm	φ30 mm	φ40 mm	φ50 mm	φ75 mm	φ100 mm	合 計
26	5,115	1,022	97	8	30	6	8	1	6,287
25	5,131	976	96	7	30	6	8	1	6,255
比較	△16	46	1	1	0	0	0	0	32

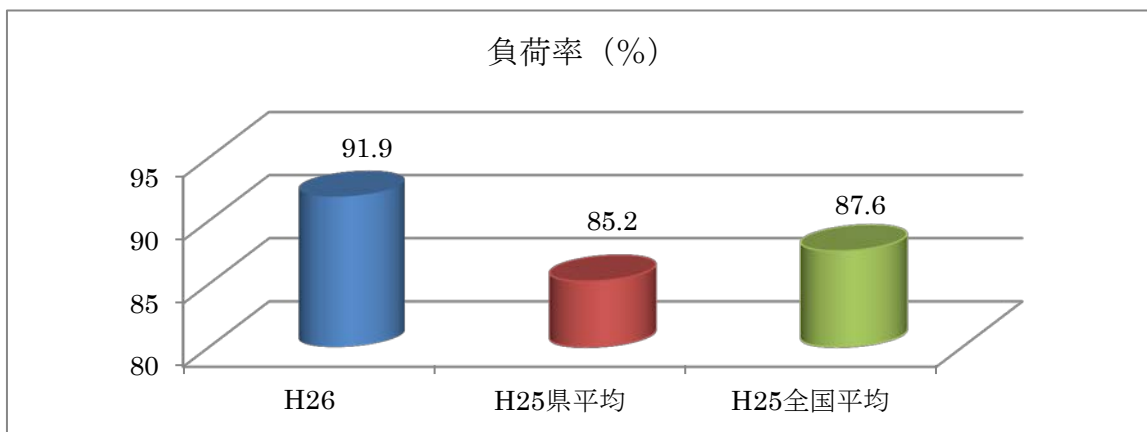
次に、施設の利用状況を見ると、1日配水能力は69,850^m³で、1日平均配水量は56,479^m³であり、施設の利用度を示す施設利用率は80.9%である。



1年間における1日最大配水量と配水能力を示す当年度の最大稼働率は88.0%である。



施設が1年を通し平均的に稼働しているかどうかを示す稼働率は91.9%である。



(2) 建設工事の実施状況

市民に対して安全かつ低廉で良質な飲料水の安定供給を図るとともに、未普及地域の解消に努めることを目的として、栃木市水道統合事業、寺尾地区簡易水道事業、上水道整備事業、水道設備更新事業、老朽管更新事業、管路耐震化事業等を推進した。

○ 栃木市水道統合事業

当年度の決算額は1億1918万8800円となっている。

この事業の主なものは、藤岡甲浄水場場内改造工事、市道O152号線配水管布設工事（第1工区・第2工区）、市道T②384号線外配水管布設工事等で総件数は5件である。

○ 寺尾地区簡易水道事業

当年度の決算額は4億4701万1280円となっている。

この事業の主なものは、出流浄水場系施設整備工事、主要地方道栃木粕尾線配水管布設工事（第2工区・第3工区）、国道293号給・配水管布設工事（第1工区・第2工区）等で総件数は9件である。

○ 上水道整備事業

当年度の決算額は2億421万5672円となっている。

この事業の主なものは、水道庁舎事務室兼倉庫建築工事、市道O156号線外配水管布設工事、市道213号線外下水道工事に伴う給・配水管布設替工事（第1工区）、市道O265号線配水管布設替工事、市道N2012号線外配水管布設工事、県道栃木環状線給・配水管布設替工事等で総件数は39件である。

○ 水道設備更新事業

当年度の決算額は7523万2800円となっている。

この事業は、川原田浄水場配水ポンプ設備外更新工事、岩舟静戸第1浄水場3号ろ過機ろ過砂外更新工事、西方配水池送水ポンプ外更新工事等で総件数は8件である。

○ 老朽管更新事業

当年度の決算額は2億730万6000円となっている。

この事業の主なものは、市道F41号線配水管布設替工事、市道F4号線配水管布設替工事（第1工区・第2工区）、重要給水施設配水管布設替工事（第1工区・第3工区・第5工区）で総件数は13件である。

○ 管路耐震化事業

当年度の決算額は438万4800円となっている。

この事業は、市道T56号線配水管布設替工事（第6工区）の1件である。

また、栃木市水道統合事業、寺尾地区簡易水道事業、上水道整備事業、老朽管更新事業及び管路耐震化事業に伴い、配水管等の布設を実施したため、導・送・配水管の総延長は1,131,515mとなった。

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

本年度の水道事業収益は予算額28億2715万円に対し、決算額は28億3241万6812円(税込)で100.2%の執行率である。

本年度の水道事業費用は予算額26億6141万5000円に対し、決算額は23億7863万5140円(税込)で89.4%の執行率である。

決算額の差し引きは、4億5378万1672円である。

(単位：円、%)

区分	予算額	決算額	予算額に対する 決算額の割合
水道事業収益	2,827,150,000	2,832,416,812	100.2
水道事業費用	2,661,415,000	2,378,635,140	89.4
差引	165,735,000	453,781,672	—

(2) 資本的収入及び支出

本年度の資本的収入は予算額4億1249万1000円に対し、決算額は4億339万6363円(税込)で、97.8%の執行率である。

本年度の資本的支出は予算額20億184万3000円に対し、決算額は17億448万4377円(税込)で85.1%の執行率である。

以上が資本的支出の執行状況であるが、資本的収入額が資本的支出額に対して生じた不足額13億108万8014円は、過年度分損益勘定留保資金9349万4534円、当年度分損益勘定留保資金6億2167万321円、減債積立金3億3000万円、建設改良積立金2億円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5592万3159円をもって補てんし、収支の均衡を図っている。

(単位：円、%)

区分	予算額	決算額	予算額に対する 決算額の割合
資本的収入	412,491,000	403,396,363	97.8
資本的支出	2,001,843,000	1,704,484,377	85.1
差引	△1,589,352,000	△1,301,088,014	—

(3) 不納欠損処分

当年度において、不納欠損処分を行ったものは、272件、282万9629円で全て水道料金である。

これらは、借家・アパート等を無断で退去したケースで、転出先不明等の理由により徴収不能となったため処分したもので、やむを得ないものと認められたが、初期段階において有効な措置を講じるなど、不納欠損額の解消に向けてより一層の取組みを求める。

水道料金の収納については、督促状の発布、電話催告、訪問催告、給

水停止措置、口座振替制度やコンビニエンスストアによる収納制度の促進など努力がなされているが、未納期間が長期化されると徴収が困難になることから、早期徴収に努め、今後も債権管理プランに基づく滞納整理による徴収の強化に努められたい。

3 経営成績

(1) 収益的収支の概要

当年度における経営成績を表す損益計算書は、別表3（20ページ）に示すとおりである。

総収益26億5791万292円に対し、総費用22億6109万8283円で差し引き、3億9681万2009円の純利益を生じており、総収支比率(総収益÷総費用×100)は、117.6%となった。

《経営収支》 (単位：円、%)

事業収益			事業費用		
項目	金額	構成比率	項目	金額	構成比率
営業収益	2,389,563,243	89.9	営業費用	2,017,391,579	76.0
営業外収益	268,273,068	10.1	営業外費用	243,091,871	9.1
特別利益	73,981	0.0	特別損失	614,833	0.0
			純利益	396,812,009	14.9
計	2,657,910,292	100.0	計	2,657,910,292	100.0

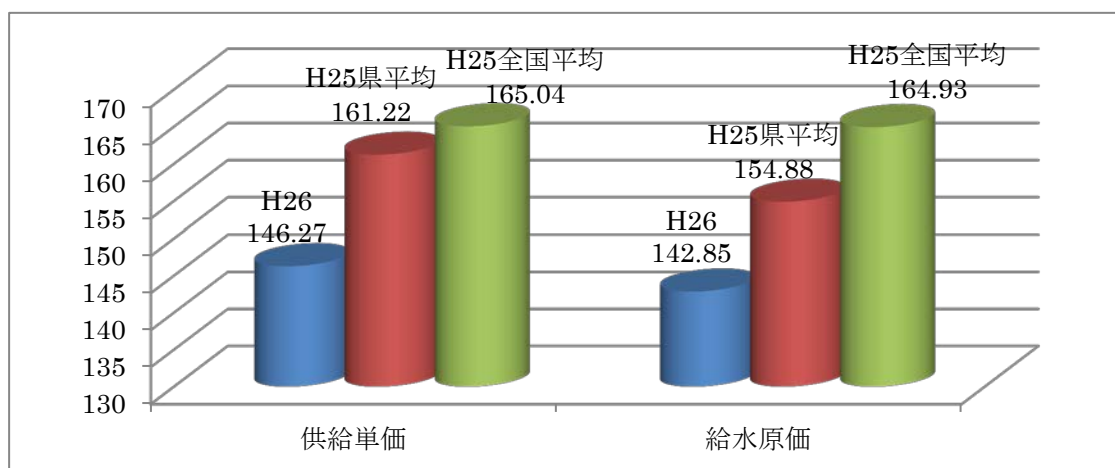
当年度未処分利益剰余金は9億2681万2009円であり、その内訳は、当年度純利益として3億9681万2009円、繰越利益剰余金として0円、その他未処分利益剰余金変動額として5億3000万円である。なお、その他未処分利益剰余金変動額については、会計制度の見直しに伴い、新たに未処分利益剰余金に計上されることになった積立金の処分数額である。

(2) 供給単価及び給水原価

(単位：円／m³)

区分	年度	25		
		26	県平均	全国平均
供給単価		146.27	161.22	165.04
給水原価		142.85	154.88	164.93
利益		3.42	6.34	0.11

※全国平均については給水人口10万人以上15万人未満の数値である。

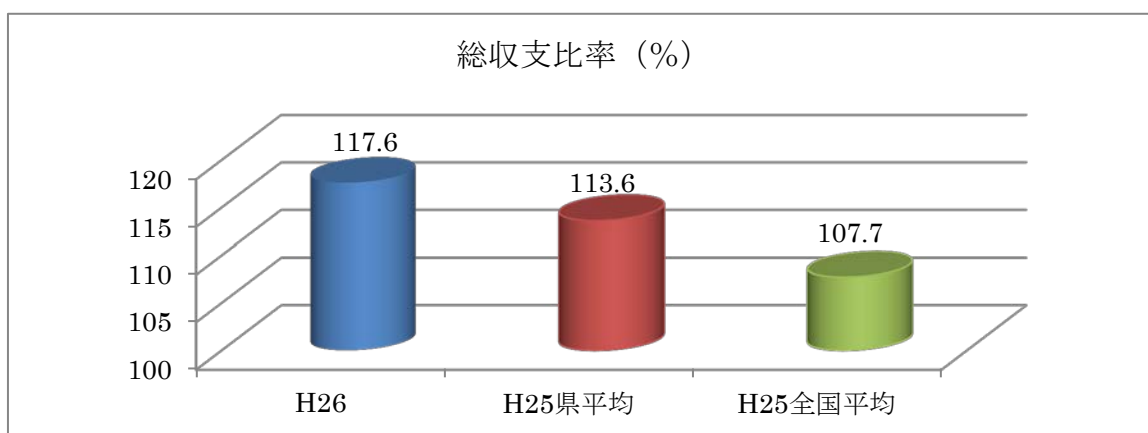


当年度における1m³当りの供給単価は146円27銭、給水原価は1m³当り142円85銭で、差し引き3円42銭の利益となった。

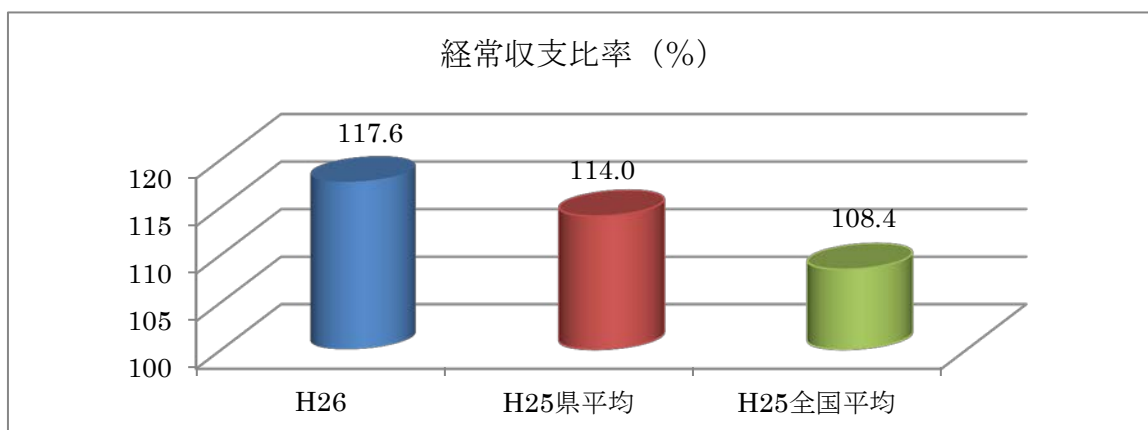
(3) 経営比率

企業の経営状態を表す経営比率は、以下のとおりである。

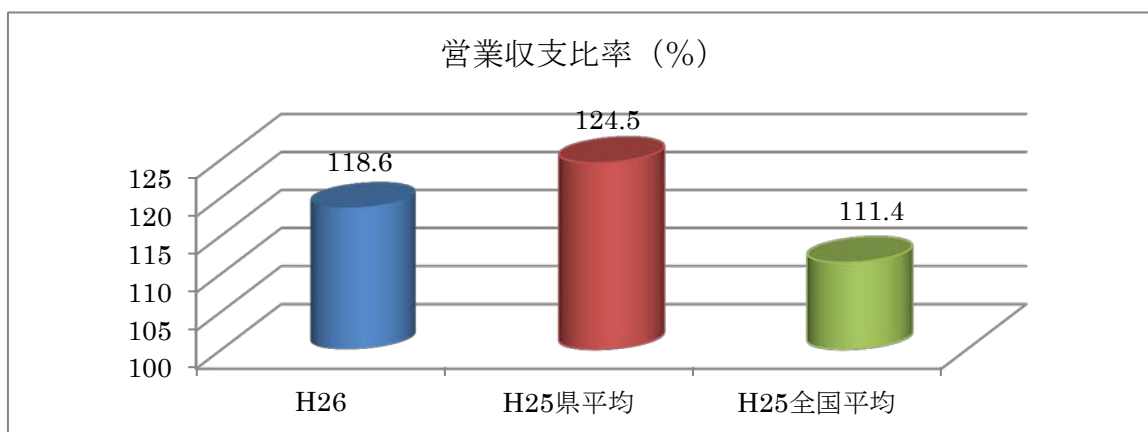
総収支比率は、企業の収益と費用の総体的な関連を示すもので、比率が高いほど良好とされており、当年度は117.6%となっている。



経常収支比率は、企業の経営状態を表す経常収支比率は、標準100%以上であれば良好とされており、当年度は117.6%となっている。



営業収支比率は、経営活動の能率を示すもので、比率が高いほど良好とされており、当年度は118.6%となっている。



4 財政状態

(1) 資産及び負債・資本

当年度における財政状態を表わす貸借対照表は、別表4（21ページ）に示すとおりである。

資産の当年度現在高は269億2658万3999円で、内訳は固定資産224億5438万9909円、流動資産44億7219万4090円である。

負債の当年度現在高は148億8710万3174円で、内訳は固定負債93億5800万166円、流動負債10億5790万6352円、繰延収益44億7119万6656円である。

新会計基準の適用により、これまで借入資本金として計上されていた企業債は、1年以内に償還される債務は流動負債として、1年を超えて

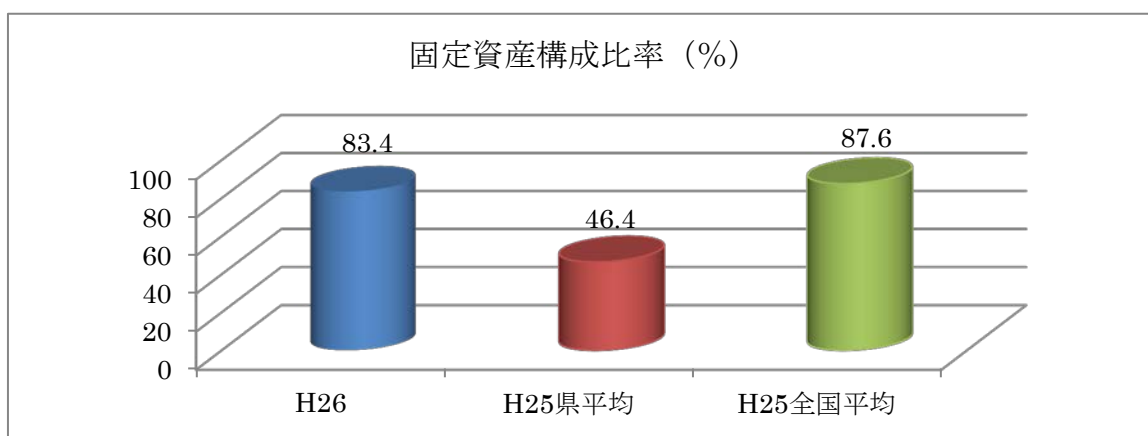
償還される債務は固定負債として計上されることになった。

また、これまで任意で適用が認められていたみなし償却制度が廃止され、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額については、減価償却見合い分を按分等の方法により順次収益化し、長期前受金として整理されることになった。これらは、新たな勘定項目である繰延収益に負債として計上することになったため、負債は増加となっている。

資本の当年度現在高は120億3948万825円で、内訳は資本金78億1044万8573円、剰余金は42億2903万2252円である。

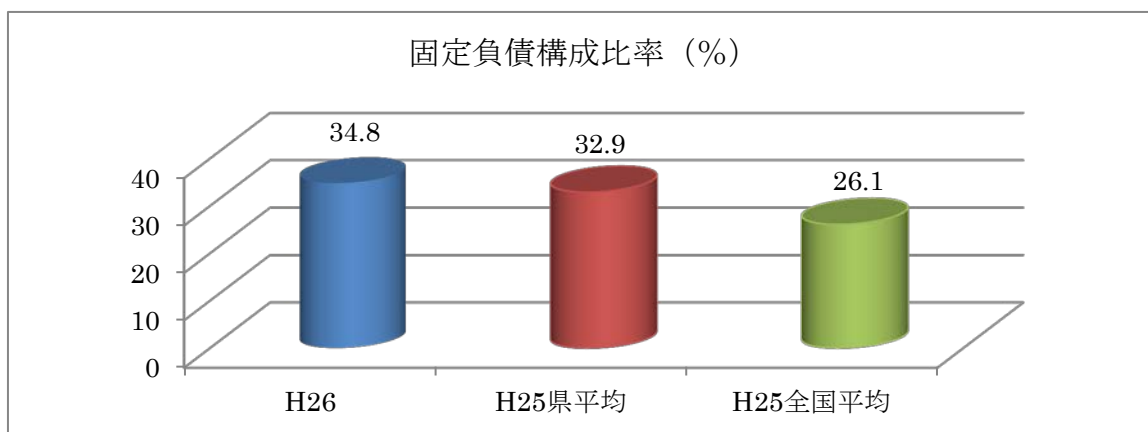
なお、構成比率は、以下のとおりである。

固定資産構成比率は、総資産に対する固定資産の占める割合を示すもので、この比率が高ければ資金が固定化し、資金繰りに支障をきたすものである。水道事業は施設型企业であることから、数値が高くならざるを得ないが、一般的に比率が低いほうが望ましいとされており、当年度は83.4%となっている。



流動資産構成比率は、流動資産の総資産に占める割合を示すもので、この比率が高いほど流動性は良好とされており、当年度は16.6%となっている。

固定負債構成比率は、負債資本合計に対する固定負債の占める割合を示すもので、企業の長期安定性を表し、比率の低いほうが望ましいとされており、当年度は34.8%となっている。



流動負債構成比率は、負債資本合計に対する流動負債の占める割合を示すもので、この比率が低いほど良好とされており、当年度は3.9%となっている。

(2) 企業債及び一時借入金

当年度の企業債は、寺尾地区簡易水道事業に伴い8000万円、老朽管更新事業に伴い2000万円を、地方公共団体金融機構から借り入れており、これは予算第7条に定めた起債限度額1億円の範囲内の額である。

元金償還額は6億3953万1785円であり、支払利息は2億4181万9831円である。総費用22億6109万8283円に対する支払利息の占める割合は10.7%となっている。

企業債の発行は、拡張事業等の進捗に併せ今後も継続するものと思慮されるので、その発行にあたっては効率よく事業の進展が図られるよう十分留意されるとともに、長期計画に基づいた企業債の発行及び償還を実施されたい。

また、一時借入金については、予算第8条に定めた一時借入金の限度額が1億円となっているが、当年度の借入れは行われなかった。

なお、企業債の借入れ及び償還状況は、次表のとおりである。

《企業債の借入れ及び償還状況》 (単位：円、%)

区分 年度	年度末現在 未償還元金	年度内借入金	年度内償還金		
			元金	利子	計
26	9,841,199,526	100,000,000	639,531,785	241,819,831	881,351,616
区分 年度	料金収入に 対する償還率	総収益に 対する償還率			
26	38.4	33.2			

(3) 貯蔵品

貯蔵品の年度末現在高は1602万3652円となっている。

なお、当年度の購入額は1419万700円で、予算第12条に定めるたな卸資産の購入限度額6215万2000円の22.8%である。

(4) 資金の状況

新会計基準を適用したことにより、キャッシュ・フロー計算書の作成が義務付けられた。損益計算書や貸借対照表は、発生主義会計に基づいて作成されているが、発生主義のもとでは、収益・費用を認識する会計期間と実際の現金の収入・支出が生じる会計期間との差異が生じるため、一会計期間における現金及び預金の増加及び減少（キャッシュ・フロー）の状況を明らかにするため、業務活動、投資活動及び財務活動の3つの区分別に開示することとされた。

業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に係る資金の状態を表しているが、12億7166万7758円の増加となっており事業活動が順調に行われていることを示している。

投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表しているが、浄水場の建設や水道管の布設等の必要な投資を行ったこと等により、11億4695万6697円の減少となっている。

財務活動によるキャッシュ・フローは、業務活動及び投資活動を行うための財務活動に係る資金の状態を表しているが、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還として6億3953万1785円を支出したことにより、5億3953万1785円の減少となっている。

以上の3つの区分から、当年度の資金は、企業債の償還に積極的に努めたことなどの要因により、資金期首残高に比べて4億1482万724円の減少となり、資金期末残高は43億2391万5056円となった。

なお、この資金期末残高は、貸借対照表における現金預金高と一致している。

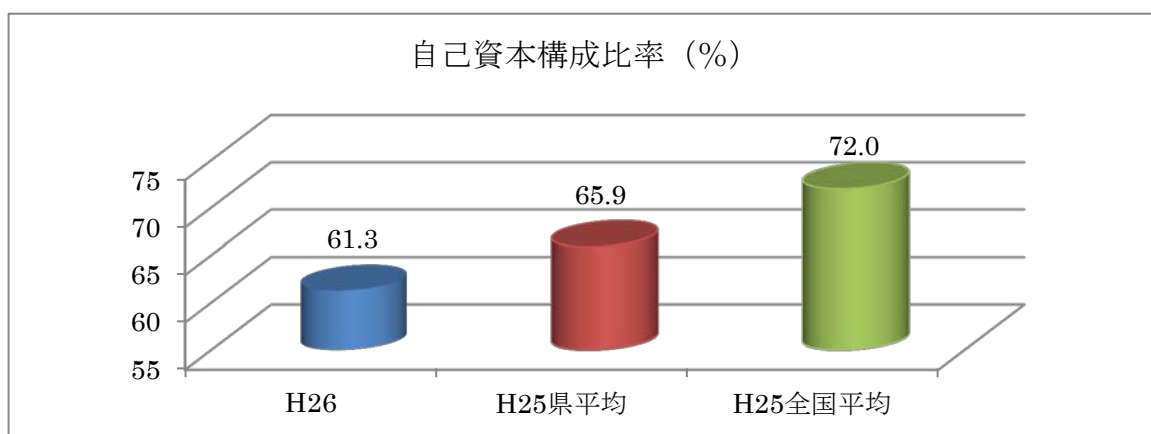
(5) 財務比率

財政状態を示す財務比率は、以下のとおりである。

ア 自己資本構成比率

負債資本合計に対する自己資本の占める割合を示すもので、比率が高いほど経営に安定性があるといわれており、当年度は61.3%となっ

ている。

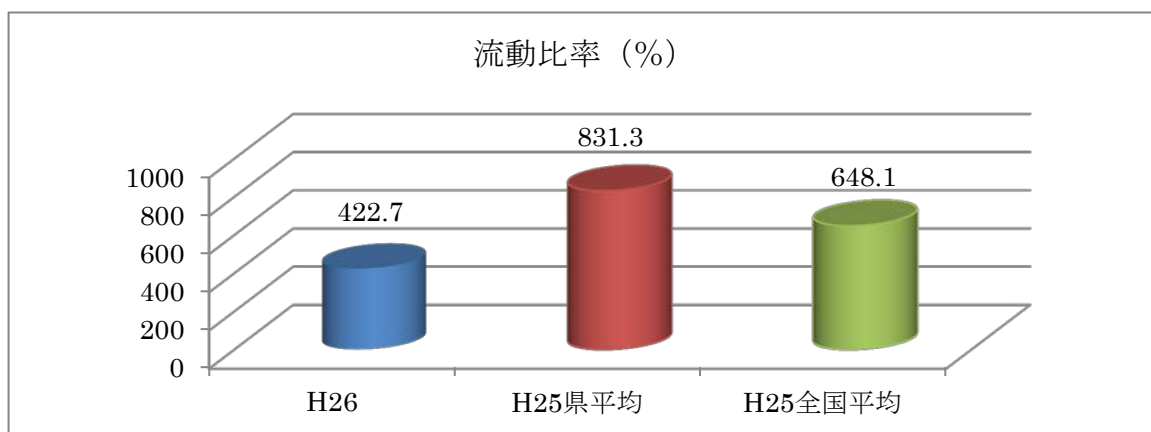


イ 固定資産対長期資本比率

企業の健全性を示すもので、固定資産の調達は長期の安定した資金により賄うべきであり、この比率は100%以下が望ましいとされており、当年度は86.8%となっている。

ウ 流動比率

企業の資金繰り等その支払能力を示すもので、この比率が低いことは流動負債の支払い能力が少ないことを示し、200%以上が望ましいとされており、当年度は422.7%となっている。

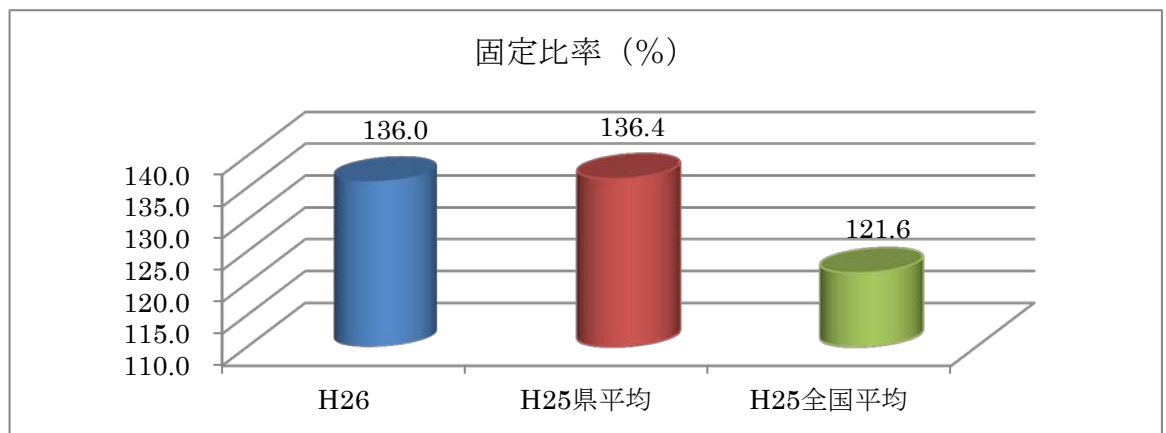


エ 固定比率

資本金がどの程度固定資産に投下されているかをみる指標であり100%以下が望ましいとされているが、当年度の固定比率は136.0%となっている。

しかし、水道事業のようにその性質上、固定資産を多く必要とする企業では、施設等の建設には企業債に依存する度合いが高いため、この比率は必然的に高いものになってきており、100%を超えていても固定資産対長期資本比率が100%を下回っていれば、長期的な資本の枠内の投資が行われているということであり、必ずしも不健全な状態である

とはいえ、また、これらは、低利かつ安全に資金を導入することが可能であるため、資本金以上に固定資産を有していても、必ずしも財政的に不安定な状態を示すものではないとされている。



オ 酸性試験比率

流動比率を補足するための比率として企業の即時支払能力を示すものであり、この比率は高いほど運転資金が豊富であるといわれており、当年度は420.4%となっている。

以上財務状態を示す各比率は、財政の健全性の範囲内であり、引き続き健全な運営が行われたことが認められた。

5 むすび

以上が、平成26年度栃木市水道事業会計決算の概要である。

本年度においては、平成26年4月5日に旧岩舟町との合併により市域が拡大され、水道事業における範囲も広範囲となった。それにより、これまでの合併以来課題となっていた旧市町単位の水道事業の統合及び水道料金の統一がなされ、市内で均等なサービスを提供するための事業の推進が図られた。その一環として、平成27年5月より新たな水道料金制度がスタートしたところであるが、市民に対する制度の周知及び普及に努められるとともに、料金改定の影響を検証し効果的・効率的な企業経営を進められたい。

本年度の損益収支をみると、営業収支は3億7217万1664円の営業利益を生じ、支払利息を含む営業外収支を併せた経常収支では3億9735万2861円の経常利益で、当年度純利益は3億9681万2009円を生じている。

その要因としては、新会計基準の適用による長期前受金戻入益で、現金収入を伴わない利益が2億1268万426円計上された結果、費用に比較して収益が増加したためである。

なお、有収率については、76.1%で栃木県平均及び全国平均と比較すると低い状況にあるため、配水管布設や漏水管の検査・管理を徹底し、その要因を分析することにより、有収率の向上に努められたい。

その他の経営面において財政分析を行ったところ、新会計基準の適用により、従来と比較して資本の減少及び負債の増加が見られたが、引き続き財政の健全性が維持され、安定した事業運営が行われたことが認められた。

今後の事業運営にあたっては、「栃木市総合計画」の基本施策に掲げられた、『安全で良好な水資源の確保』の実現に向けて、効率的かつ安定的な水の供給、合併前の旧市町単位で行っていた水道事業の統合へ向けてのさらなる推進、浄水・配水施設の整備、既設管路の適切な維持・管理・更新等を図り、最少の経費で最大のサービス提供ができるよう努めていただきたい。

また、中長期的な計画の構築を促進し、安全・安心かつ安定した供給体制の確立のため、引き続き努力されるよう要望する。